

番号	13
措置の名称	無償運送として実施可能な範囲等に関する通知の発出
措置の内容	<p>現行制度で無償運送として実施可能な範囲及び北海道においてタクシー事業者の営業所が存在しない市町村におけるタクシー事業の参入要件について、北海道運輸局自動車交通部長宛に「北海道アウトドア優良事業者による道路運送法における許可を要しない運送の態様の明確化等について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国自旅第 634 号自動車局旅客課長通達）を発出し、周知している。</p>
関係省庁	国土交通省